

施設管理に係る経費負担について

1 他の合築施設との経費負担区分

安芸区民文化センターは、広島市立安芸区図書館、広島市等（安芸区厚生部、地域福祉センター、東部障害者デイサービスセンター）とともに、建物を区分所有しており、電気、ガス、水道のメーターや建物全体に係る施設・設備維持管理業務等を共通としている。

建物全体の管理業務については、安芸区民文化センター指定管理者、安芸区図書館指定管理者、広島市等による合同契約を締結し、広島市安芸区厚生部が管理者として入札等による発注をするため、安芸区民文化センターの指定管理者は面積按分等で定められた按分比率に基づく負担額を業者に支払う。

(1) 施設・設備等維持管理業務費

以下の業務のうち太線枠内が広島市安芸区厚生部が発注する業務となる。

清掃業務以外は、面積按分となり、広島市等が42.84%、安芸区民文化センターが47.77%、安芸区図書館が9.39%となっている。清掃業務については、各施設の専用区域、福祉棟と文化棟の共用部分、全体共用部分及び作業工程を計算し按分している。

	区民文化セ	図書館	広島市等	備考
舞台機構保守点検業務	○			
音響映像設備保守点検業務	○			
舞台照明設備保守点検業務	○			
樹木管理業務	○			
ピアノの調律	○			
L E D電光掲示板保守点検業務	○			
空調冷暖房電気設備保守管理業務	○	○	○	契約額を面積按分 広島市等 42.84% 区民文化セ 47.77% 図書館 9.39%
自動制御装置保守点検業務	○	○	○	
冷温水発生機保守点検業務	○	○	○	
エレベーター保守点検業務	○	○	○	
自動扉装置保守点検業務	○	○	○	
自家用電気工作物保安業務	○	○	○	
自家用発電装置保守点検業務	○	○	○	
駐車場管制装置保守点検業務	○	○	○	
2 段式駐車機保守管理業務	○	○	○	
消防用設備保守点検業務	○	○	○	
公共建築物の劣化の状況の法定点検	○	○	○	
防火対象物定期点検	○	○	○	
警備業務	○	○	○	
機械警備（自動警報装置）	○	○	○	
固形状一般廃棄物の処理及び運搬業務	○	○	○	
ねずみ・こん虫防除業務	○	○	○	
環境衛生管理業務	○	○	○	
汚水槽及び雑排水槽清掃業務	○	○	○	

産業廃棄物処理業務	○	○	○	
貯水槽清掃業務	○	○	○	
地下タンク漏洩検査業務	○	○	○	
植栽剪定業務	○	○	○	
清掃業務	○	○	○	各施設の専用区域、共用部分の面積、作業工程等により按分
秘密文書回収運搬業務	○	○	○	
再生品納入業務	○	○	○	

※ 秘密文書回収運搬及び再生品納入業務については、処理量等により金額、回数等が変わるため、必要に応じ按分等を行い実施すること。

(2) 修繕料・光熱水費

- ① 修繕料
建物の共有部分については、上記施設の管理運営と同様に面積按分となる。
- ② 光熱水費
それぞれの副メーターにより支払う。

(3) 賃借料

賃借料の広島市等及び安芸区図書館との按分が必要な、電話交換機借上げは、広島市、安芸区民文化センター指定管理者、安芸区図書館指定管理者及びリース業者による四者契約をしなければならない。

区分	区民文化セ	図書館	広島市等	備考
ピアノ（ホール）	○			
電話交換機	○	○	○	契約額を面積按分